



JR東労組仙台地本 FAXニュース

2018年 4月13日

NO. 70

発行：仙台地本教宣部

第35回臨時大会審議内容について

12日開催の第35回臨時大会において3点の制裁審査委員会の設置申請がありました。

1, 制裁申請者 東日本旅客鉄道労働組合中央執行委員会
 制裁対象者 中央本部執行委員長 吉川 英一
 根拠 規約60条第1項(1)(2)(3)(4)に違反する行為
 審議結果 ※出席代議員の挙手による審議
 反対 96名 棄権2名 賛成137名 無効 なし

2, 制裁申請者 東日本旅客鉄道労働組合中央執行委員会
 制裁対象者 中央執行副委員長、東京地本執行委員長 宮澤 和広
 根拠 規約60条第1項(1)(2)(3)(4)に違反する行為
 審議結果 ※出席代議員の挙手による審議
 反対 95名 棄権3名 賛成137名 無効 なし

3, 制裁申請者 東日本旅客鉄道労働組合中央執行委員会
 制裁対象者 中央執行委員12名
 串田 弘史 君、渡辺 博人 君、大塚 信一 君、宮内 政典 君、成田 大樹 君、
 矢島 敏幸 君、中西 忍 君、森 雅雄 君、深石 和則 君、大谷 朋彦 君、
 阿部 憲英 君、森 優 君
 根拠 規約60条第1項(1)(3)(4)に違反する行為
 審議結果 ※出席代議員の挙手による審議
 反対 96名 棄権2名 賛成136名 無効1名

上記の3点について賛成多数で可決されました。
今後は制裁審査委員会を開催し、制裁の審議が行われます。

JR東労組規約 第12章制裁

(制裁)

- 第60条 役員および組合員で次に該当する者は制裁される。
- (1) 組合の規約または決議に違反する行為があったとき。
 - (2) 組合の名誉を著しく汚す行為があったとき。
 - (3) 組合の団結または統制を乱す行為があったとき。
 - (4) その他組合の目的および事業の遂行を妨げる行為があったとき。

- 5 制裁は次のとおりとする。
- (1) 除名
 - (2) 組合員権5年以内の停止
 - (3) 組合員権の一部5年以内の停止
 - (4) 勧告